



4月から始まった「家電リサイクル法」ってどんな法律なの？

# ご存知ですか？ 家電製品のリサイクル

## A

今年4月から「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」が施行されました。これは、使用済みの家電製品を上手にリサイクルして、ごみ問題や資源の有効活用、地球問題を改善するためにつくられた法律です。

廃棄される家電製品の引き取りと運搬は小売店に、再商品化は家電メーカー等に義務づけられ、その費用は消費者が負担するという役割が始まりました。平成13年4月現在、対象となる家電製品はエアコン、テレビ（ブラウン管式）冷蔵庫、洗濯機の4品目です。

## 廃棄物（4品目）の処理はどうするの？

不要となった4品目の家電製品は、購入した小売店、または同種の製品を買い換える小売店に引き渡してください。この際、消費者が負担する料金はリサイクル料金と、指定引取場所までの収集運搬料金となります。また、処分したい家電製品を購入した小売店が廃業等で存在しない、引越

で購入した小売店が遠方になった等の理由に限り、八日市場市ほか三町環境衛生組合で引き取ります。この際、消費者は郵便局での家電リサイクル券の購入と、環境衛生組合で定められた指定引取場所までの収集運搬料金（別表）を負担することになります。

収集運搬料金は、廃棄物(家電4品目)を引き渡す者に、お支払いください。

